

広島県水道広域連合企業団管理規程第 19 号

広島県水道広域連合企業団竹原市水道事業における水道事業給水規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 26 日

広島県水道広域連合企業団企業長 横 田 美 香

広島県水道広域連合企業団竹原市水道事業における水道事業給水規程等の一部を改正する規程

(広島県水道広域連合企業団竹原市水道事業における水道事業給水規程の一部改正)

第 1 条 広島県水道広域連合企業団竹原市水道事業における水道事業給水規程 (令和 5 年広島県水道広域連合企業団管理規程第 44 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第 3 条 削除	<p><u>(給水装置の構造)</u> 第 3 条 給水装置の構造は、水道法施行令 (昭和 32 年政令第 336 号。以下「施行令」という。) 第 6 条によるほか、次に掲げる各号の基準に適合しなくてはならない。 (1) 給水装置は、給水管及びこれに直結する給水用具 (分水栓、止水栓その他給水用機器をいう。) をもって構成するものとする。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。 (2) 給水装置には、量水器ますその他の附属用具を備えなければならない。 (3) 給水装置には、メーターの下流に第二止水栓を設置しなければならない。 (4) 給水管の口径は、配水管の最低水圧時においても所要水量を十分に供給できる大きさにしなければならない。ただし、この口径は取水口径より大きくしてはならない。 (5) 給水管の口径に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所及び企業長が必要と認める箇所には、貯水槽を設置しなければならない。</p>
第 5 条 削除	<p><u>(給水装置工事の種類)</u> 第 5 条 給水装置工事の種類は、次のとおりとする。 (1) 新設工事 給水装置を新しく設ける工事 (2) 増設工事 給水栓数を増加する工事 (3) 改造工事 給水用具又は給水管の位置及び口径を変更し、又は装置の一部を撤去する工事 (4) 撤去工事 給水装置を撤去し、給水を停止する工事</p>

(給水装置工事の申込み)  
第6条 (略)

(費用の負担)  
第9条 条例第24条第2項のただし書の規定により企業団が負担することができる費用は、次の各号に掲げる費用とする。  
(1) 配水管の分岐点からメーターまでの間で発生した漏水の修理に要する費用のうち、企業長が別に定める範囲のもの。  
(2) 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路その他の一般交通の用に供する道路の変更又は配水管の移転若しくは改修に伴い、給水装置を変更若しくは修繕する必要がある場合の費用  
(3) 災害その他企業長が特に必要と認めた事情により給水装置を修理又は変更する場合に要する費用

(5) 移転工事 家屋移転等に伴い、既設の給水装置を移転する工事  
(6) 修繕工事 前各号以外の軽易な工事

(給水装置工事の申込み)  
第6条 (略)  
2 新たに共用給水装置の設置の申込みをしようとする者は、2戸以上の連署による申込みをしなければならない。

(費用の負担)  
第9条 条例第7条第1項ただし書の規定により企業長が施行した給水装置工事において、工事しゅん工後6か月以内に不良箇所を発見したときは、企業団の費用で修繕する。  
2 前項の期限内であっても、変災又は故意若しくは不注意による場合はこの限りでない。

(広島県水道広域連合企業団三原市水道事業における水道事業給水規程の一部改正)

第2条 広島県水道広域連合企業団三原市水道事業における水道事業給水規程(令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第3条 削除	<u>(給水装置の構造及び材質)</u> 第3条 <u>給水装置の構造及び材質は、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。)第6条によるほか、別途企業長が定める。</u>
第4条 削除	<u>(給水装置工事の種類)</u> 第4条 <u>給水装置工事の種類は、次のとおりとする。</u> (1) <u>新設工事 給水装置が設置されていない家屋又は土地に新たに給水装置を設置する工事</u> (2) <u>改造工事 既設給水装置の給水管、給水栓等の取替え、増径又は位置の変更をする工事</u> (3) <u>撤去工事 給水装置の一部又は全部を取り除く工事</u> (4) <u>修繕工事 給水装置の部分的修理工事</u>

(費用の負担)  
 第8条 条例第24条第2項のただし書の規定により企業団が負担することができる費用は、次の各号に掲げる費用とする。  
 (1) 配水管の分岐点からメーターまでの間で発生した漏水の修理に要する費用のうち、企業長が別に定める範囲のもの。  
 (2) 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路その他の一般交通の用に供する道路の変更又は配水管の移転若しくは改修に伴い、給水装置を変更若しくは修繕する必要がある生じた場合の費用  
 (3) 災害その他企業長が特に必要と認めた事情により給水装置を修理又は変更する場合に要する費用

第20条 削除

(費用の負担)  
 第8条 条例第24条第2項ただし書の規定による企業団の負担は、配水管の分岐からメーターまでの間における漏水修繕工事に要する費用の一部とする。その適用範囲等は、企業長が別に定める。

(手数料の免除)  
 第20条 条例第37条の規定により減額又は免除することができる場合は、次の各号に掲げるときとする。  
 (1) メーターの口径のみを変更するとき。  
 (2) 給水管の延長が5メートル以内であつて、給水用具が1栓のみの増設改造工事を申し込むとき。  
 (3) 給水管の延長が10m以内の改造工事を申し込むとき。  
 (4) 修繕工事を行う、又は行ったとき。  
 (5) 撤去工事を申し込むとき。  
 (6) 既存貯水槽及び高置水槽本体のみの改造工事(本体の更新)を申し込むとき。ただし、当該水槽の容量に変更が生じるものを除く。  
 (7) 私設給水幹線布設後、これを配水管として企業団に寄付するとき。ただし、私設給水幹線から分岐する給水装置を除く。  
 (8) 支障移設を行うとき。  
 (9) り災証明のある給水装置工事の新設又は改造を行うとき。  
 (10) 前各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認めたとき。

(広島県水道広域連合企業団府中市水道事業における水道事業給水規程の一部改正)

第3条 広島県水道広域連合企業団府中市水道事業における水道事業給水規程(令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 削除</p>	<p>(給水装置工事の構造及び材質)            第3条 給水装置の構造及び材質は、水道法施</p>

第4条 削除

第8条 (略)

(費用の負担)

第8条の2 条例第24条第2項のただし書の規定により企業団が負担することができる費用は、次の各号に掲げる費用とする。

- (1) 配水管の分岐点からメーターまでの間で発生した漏水の修理に要する費用のうち、企業長が別に定める範囲のもの。
- (2) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路その他の一般交通の用に供する道路の変更又は配水管の移転若しくは改修に伴い、給水装置を変更若しくは修繕する必要がある場合の費用
- (3) 災害その他企業長が特に必要と認めた事情により給水装置を修理又は変更する場合に要する費用

行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第6条によるほか、次に掲げる各号の基準に適合しなければならない。

- (1) 給水装置は、給水管及びこれに直結する給水用具（分水栓、止水栓その他給水用機器をいう。）をもって構成するものとする。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。
- (2) 給水装置には、量水器ますその他の附属用具を備えなければならない。
- (3) 給水管の口径は、その給水装置の使用水量その他の事情を参酌して、企業長が定める適当な大きさによらなければならない。ただし、特別の理由があると認められる場合は、この限りでない。
- (4) 給水管の口径等に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所には、貯水槽を設置しなければならない。
- (5) 給水装置の材料の種類は、別に企業長が定めるところによらなければならない。

(給水装置工事の種類)

第4条 給水装置工事の種類は、次のとおりとする。

- (1) 新設工事 給水装置工事を新しく設ける工事
- (2) 増設工事 給水栓を増加する工事
- (3) 改造工事 給水用具又は給水管の位置及び口径を変更し、又は装置の一部を撤去する工事
- (4) 撤去工事 給水装置を撤去し、給水を停止する工事
- (5) 移転工事 家屋の移転等に伴い給水装置を移動する工事
- (6) 修繕工事 給水装置の破損の修繕等で前各号以外の軽易な工事

第8条 (略)

第9条 削除	<p>(メーターの設置)</p> <p>第9条 <u>メーターは、専用給水装置ごとに1個を設置する。</u></p> <p>2 <u>1事業所又は1構内に対して給水するものは、これを1戸に給水するものとみなし、1個のメーターを設置する。</u></p> <p>3 <u>企業長は、必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず2個以上のメーターを設置することができる。</u></p>
--------	---

(広島県水道広域連合企業団三次市水道事業における水道事業給水規程の一部改正)

第4条 広島県水道広域連合企業団三次市水道事業における水道事業給水規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第3条 削除	<p>(給水装置の構造及び材質)</p> <p>第3条 <u>給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第6条によるほか、別途企業長が定める。</u></p>
第4条 削除	<p>(給水装置工事の種類)</p> <p>第4条 <u>給水装置工事の種類は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>新設工事</u> 給水装置を新しく設ける工事</p> <p>(2) <u>増設工事</u> 給水栓数を増加する工事</p> <p>(3) <u>改造工事</u> 給水用具又は給水管の位置及び口径を変更し、又は装置の一部を撤去する工事</p> <p>(4) <u>撤去工事</u> 給水装置を撤去し、給水を停止する工事</p> <p>(5) <u>修繕工事</u> 前各号以外の軽易な工事</p>
第7条 (略)	第7条 (略)
<p>(費用の負担)</p> <p>第7条の2 <u>条例第24条第2項のただし書の規定により企業団が負担することができる費用は、次の各号に掲げる費用とする。</u></p> <p>(1) <u>配水管の分岐点からメーターまでの間で発生した漏水の修理に要する費用のうち、企業長が別に定める範囲のもの。</u></p> <p>(2) <u>道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路その他の一般交通の用に供する道路の変更又は配水管の移転若しくは改修に伴い、給水装置を変更若しくは修繕する必要が生じた場合の費用</u></p> <p>(3) <u>災害その他企業長が特に必要と認めた事情</u></p>	

により給水装置を修理又は変更する場合に要する費用

(広島県水道広域連合企業団庄原市水道事業における水道事業給水規程の一部改正)

第5条 広島県水道広域連合企業団庄原市水道事業における水道事業給水規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第3条 削除	<u>(給水装置の構造及び材質)</u> 第3条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第6条によるほか、別途企業長が定める。
第4条 削除	<u>(給水装置工事の種類)</u> 第4条 給水装置工事の種類は、次のとおりとする。 ① <u>新設工事</u> 給水装置を新しく設ける工事 ② <u>改造工事</u> 給水装置を改造（増設を含む。）する工事 ③ <u>修繕工事</u> 給水装置を修繕する工事 ④ <u>撤去工事</u> 給水装置を撤去する工事
第9条 (略)	第9条 (略)
<u>(費用の負担)</u> 第9条の2 条例第24条第2項のただし書の規定により企業団が負担することができる費用は、次の各号に掲げる費用とする。 ① <u>配水管の分岐点からメーターまでの間で発生した漏水の修理に要する費用のうち、企業長が別に定める範囲のもの。</u> ② <u>道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路その他の一般交通の用に供する道路の変更又は配水管の移転若しくは改修に伴い、給水装置を変更若しくは修繕する必要が生じた場合の費用</u> ③ <u>災害その他企業長が特に必要と認めた事情により給水装置を修理又は変更する場合に要する費用</u>	

(広島県水道広域連合企業団東広島市水道事業における水道事業給水規程の一部改正)

第6条 広島県水道広域連合企業団東広島市水道事業における水道事業給水規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよ

うに改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 削除</p> <p>(給水装置工事の申込み)</p> <p>第6条 条例第5条に規定する給水装置工事の申込みは、企業長が別に定める様式による申込書（以下「申込書」という。）の提出をもって行う。</p> <p>(費用の負担)</p> <p>第8条 条例第24条第2項のただし書の規定により企業団が負担することができる費用は、次の各号に掲げる費用とする。</p> <p>(1) 配水管の分岐点からメーターまでの間で発生した漏水の修理に要する費用のうち、企業長が別に定める範囲のもの。</p> <p>(2) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路その他の一般交通の用に供する道路の変更又は配水管の移転若しくは改修に伴い、給水装置を変更若しくは修繕する必要があるが生じた場合の費用</p> <p>(3) 災害その他企業長が特に必要と認めた事情により給水装置を修理又は変更する場合に要する費用</p>	<p><u>(給水装置の構造及び材質)</u></p> <p>第3条 <u>給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第6条によるほか、別途企業長が定める。</u></p> <p>(給水装置工事の申込み)</p> <p>第6条 条例第5条に規定する給水装置工事の申込み、<u>貯水槽以下の装置の工事（当該装置に条例第21条に規定するメーターを設置する場合又は設置されているものに限る。）又は自家用給水設備を給水装置に切り替える工事の申込みをしようとする者は、企業長が別に定める様式による申込書（以下「申込書」という。）の提出をもって行う。</u></p> <p>(費用の負担)</p> <p>第8条 条例第24条第2項ただし書の規定による<u>企業団の負担は、次に掲げる費用とする。</u></p> <p>(1) <u>道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路その他の一般交通の用に供する道の敷地に布設されている給水装置に係る修繕その他の処置に要した費用</u></p> <p>(2) <u>配水管の取出口から水道メーターまでの間の給水装置のうち前号に規定する土地以外の土地に布設されているものが漏水した場合における当該給水装置の修繕その他の処置に要した費用のうち、企業団が負担することが適当と認められるもの</u></p>

(広島県水道広域連合企業団廿日市市水道事業における水道事業給水規程の一部改正)

第7条 広島県水道広域連合企業団廿日市市水道事業における水道事業給水規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 削除</p>	<p>(給水装置の構造及び材質)  <u>第3条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第6条によるほか、別途企業長が定める。</u></p>
<p>第4条 削除</p>	<p>(給水管及び給水用具の指定)  <u>第4条 条例第8条第2項の規定により企業長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。</u>  <u>(1) 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第30条第1項により主務大臣が指定した品目であって、同項により鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に同法第20条第1項に規定する日本産業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの</u>  <u>(2) 製品が施行令第6条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの</u>  <u>(3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の施行令第6条に定める構造材質基準への適合性を証明したもの</u>  <u>2 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により企業長がやむを得ないと認めたとき、若しくは地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めたときは、前項各号の規定により企業長が指定した材料以外の材料を使用することができる。</u></p>
<p>第5条 削除</p>	<p>(給水装置工事の種類)  <u>第5条 給水装置の工事の種類は、次のとおりとする。</u>  <u>(1) 新設工事 給水装置を新しく設ける工事</u>  <u>(2) 改造工事 給水装置の全部又は一部を取り替える工事</u>  <u>(3) 修繕工事 給水装置を修理する工事</u>  <u>(4) 撤去工事 給水装置の全部又は一部を撤去する工事</u></p>
<p>(費用の負担)  <u>第12条 条例第24条第2項のただし書の規定により企業団が負担することができる費用は、次の各号に掲げる費用とする。</u>  <u>(1) 配水管の分岐点からメーターまでの間で発生した漏水の修理に要する費用のうち、企業長が別に定める範囲のもの。</u>  <u>(2) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路その他の一般交通の用に供する道路の変更又は配水管の移転若しくは改修に伴い、給水装置を変更若しくは修繕する必要が生じた場合の費用</u></p>	<p>(費用の負担)  <u>第12条 条例第7条第1項ただし書の規定により企業長が施行した給水装置工事において、工事しゅん工後6月以内に不良箇所を発見したときは、企業団の費用で修繕する。</u>  <u>2 条例第24条第2項ただし書の規定による企業団の負担は、配水管の分岐からメーターまでの間における漏水修繕工事に要した費用のうち、企業団が負担することが適当と認められるものとする。</u></p>

(3) 災害その他企業長が特に必要と認めた事情により給水装置を修理又は変更する場合に要する費用

(広島県水道広域連合企業団安芸高田市水道事業における水道事業給水規程の一部改正)

第8条 広島県水道広域連合企業団安芸高田市水道事業における水道事業給水規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>第3条 削除</u></p>	<p>(給水装置の構造及び材質)  <u>第3条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第6条によるほか、次に掲げる各号の基準に適合しなければならない。</u>  <u>(1) 給水装置は、給水管及びこれに直結する給水用具（分水栓、止水栓その他給水用機器をいう。）をもって構成するものとする。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。</u>  <u>(2) 給水装置には、量水器ますその他の附属用具を備えなければならない。</u>  <u>(3) 給水管の口径は、その給水装置の使用水量その他の事情を参酌して企業長が定める適当な大きさによらなければならない。</u>  <u>(4) 給水管の口径等に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所には、貯水槽を設置しなければならない。</u>  <u>(5) 給水装置の材料の種類等に関しては、企業長が別に定めるところによらなければならない。</u></p>
<p><u>第4条 削除</u></p>	<p>(給水装置工種の種類)  <u>第4条 給水装置工種の種類は、次のとおりとする。</u>  <u>(1) 新設工事 給水装置工事を新しく設ける工事</u>  <u>(2) 増設工事 給水栓を増加する工事</u>  <u>(3) 改造工事 給水用具又は給水管の位置及び口径を変更し、又は装置の一部を撤去する工事</u>  <u>(4) 撤去工事 給水装置を撤去し、給水を停止する工事</u>  <u>(5) 移転工事 家屋の移転等に伴い給水装置を移動する工事</u>  <u>(6) 修繕工事 給水装置の破損の修繕等で前各号以外の軽易な工事</u></p>

<p>第7条 (略)</p> <p>(費用の負担)</p> <p>第7条の2 条例第24条第2項のただし書の規定により企業団が負担することができる費用は、次の各号に掲げる費用とする。</p> <p>(1) 配水管の分岐点からメーターまでの間で発生した漏水の修理に要する費用のうち、企業長が別に定める範囲のもの。</p> <p>(2) 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路その他の一般交通の用に供する道路の変更又は配水管の移転若しくは改修に伴い、給水装置を変更若しくは修繕する必要が生じた場合の費用</p> <p>(3) 災害その他企業長が特に必要と認めた事情により給水装置を修理又は変更する場合に要する費用</p> <p>第8条 削除</p>	<p>第7条 (略)</p> <p>(メーターの設置)</p> <p>第8条 メーターは、専用又は共用給水装置ごとに1個を設置する。</p> <p>2 1事業所又は1構内に対して給水するものは、これを1戸に給水するものとみなし、1個のメーターを設置する。</p> <p>3 企業長が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず2個以上のメーターを設置することができる。</p>
---	---

(広島県水道広域連合企業団江田島市水道事業における水道事業給水規程の一部改正)

第9条 広島県水道広域連合企業団江田島市水道事業における水道事業給水規程(令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 削除</p>	<p>(給水装置の構造及び材質)</p> <p>第3条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。)第6条によるほか、別途企業長が定める。</p>
<p>第4条 削除</p>	<p>(給水装置工種の種類)</p> <p>第4条 給水装置工事は、次に掲げる工事に分類する。</p> <p>(1) 新設工事 給水装置を新しく設ける工事</p> <p>(2) 移設工事 給水装置所有者が給水装置を全て撤去し、給水区域内の他の場所に給水装置を設ける工事</p> <p>(3) 増設工事 給水栓数等を増加する工事</p>

(給水の方式)

第5条 給水の方式は、次のとおりとする。

- (1) 直結方式 給水栓まで直結給水するもの
- (2) 貯水槽方式 貯水槽への給水口まで給水するもの
- (3) 併用方式 直結方式と貯水槽方式を併用して給水するもの

(費用の負担)

第12条 条例第24条第2項のただし書の規定により企業団が負担することができる費用は、次の各号に掲げる費用とする。

- (1) 配水管の分岐点からメーターまでの間で発生した漏水の修理に要する費用のうち、企業長が別に定める範囲のもの。
- (2) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路その他の一般交通の用に供する道路の変更又は配水管の移転若しくは改修に伴い、給水装置を変更若しくは修繕する必要がある生じた場合の費用
- (3) 災害その他企業長が特に必要と認めた事情により給水装置を修理又は変更する場合に要する費用

第13条 削除

ア 既設の給水管を延長し、新しく給水管又は給水栓を設ける工事

イ 同一宅地内で別棟に給水装置を設ける工事

(4) 改造工事 給水用具又は給水管の位置及び口径を変更し、又は装置の一部を撤去する工事

(5) 撤去工事 給水装置を撤去する工事

(6) 給水管先行分岐工事 給水装置工事申込前に水道管布設工事等と並行して行う給水管分岐工事

(給水の方式)

第5条 給水方式は、直結方式又は貯水槽方式とする。

2 直結方式は、水圧、水量等の給水能力に支障がなく、正常に給水できる場合とする。

3 貯水槽方式は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 高所地区のため、水圧が不十分で所要の水圧が得られない場合
- (2) 一時的に多量の水を必要とし、付近の給水に支障を及ぼすと認定した場合
- (3) 断水又は減圧により、ある程度の保安用水を必要とする場合
- (4) 水圧が高いため、給水装置に支障を来すと認められる場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める場合

(費用の負担)

第12条 条例第7条第1項ただし書の規定により企業長が施行した給水装置工事において、工事しゅん工後6か月以内に不良箇所を発見したときは、企業団の費用で修繕する。

2 前項の期限内であっても、変災又は故意若しくは不注意によるはこの限りでない。

3 条例第24条第2項ただし書の規定の適用は、次の場合とする。

- (1) その修繕部分が公道下の場合（臨時の給水装置を除く。）
- (2) 水道使用者等が給水装置に異状があると認め、必要な処置を企業長に届け出た場合において、相当日時が経過して修繕に着手したため、この間に破損等が著しくなり、特に修繕費が高額になったとき。ただし、処置を届け出た当時の修繕費を推計した額との差額を徴収する。
- (3) 道路の変更及び配水管の移転又は改修のために給水装置を変更又は修繕する場合
- (4) 災害その他管理者が特に必要と認めたととき。

(メーターの設置)

第13条 メーターは、専用又は共用給水装置ごとに1個を設置する。

2 企業長が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、2個以上のメーターを設置することができる。

(広島県水道広域連合企業団熊野町水道事業における水道事業給水規程の一部改正)

第10条 広島県水道広域連合企業団熊野町水道事業における水道事業給水規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 削除</p>	<p>(給水装置の構造及び材質)  <u>第3条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第6条によるほか、次に掲げる各号の基準に適合しなければならない。</u>  <u>(1) 給水装置は、給水管及びこれに直結する給水用具（分水栓、止水栓その他給水用機器をいう。）をもって構成するものとする。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。</u>  <u>(2) 給水装置には、量水器ますその他の附属用具を備えなければならない。</u>  <u>(3) 給水管の口径は、その給水装置の使用水量その他の事情を参酌して、企業長が定める適当な大きさによらなければならない。ただし、特別の理由があると認められる場合は、この限りでない。</u>  <u>(4) 給水管の口径等に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所には、貯水槽を設置しなければならない。</u>  <u>(5) 給水装置の材料の種類は、別に企業長が定めるところによらなければならない。</u>  <u>(6) 給水管は、公道内の車道及び歩道並びに路肩部分については道路管理者の許可によるものとし、私道内においては60センチメートル以上、宅地内においては30センチメートル以上の深さに埋設するものとする。ただし、技術上その他やむを得ない場合はこの限りではない。</u></p>
<p>第4条 削除</p>	<p>(給水管及び給水用具の指定)  <u>第4条 条例第8条第2項の規定により企業長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。</u>  <u>(1) 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第30条第1項により主務大臣が指定した品目であって、同項により鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に同法第20条第1項に規定する日本産業規格に該当するもの</u></p>

(費用の負担)  
第9条 条例第24条第2項のただし書の規定により企業団が負担することができる費用は、次の各号に掲げる費用とする。  
(1) 配水管の分岐点からメーターまでの間で発生した漏水の修理に要する費用のうち、企業長が別に定める範囲のもの。  
(2) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路その他の一般交通の用に供する道路の変更又は配水管の移転若しくは改修に伴い、給水装置を変更若しくは修繕する必要がある生じた場合の費用  
(3) 災害その他企業長が特に必要と認めた事情により給水装置を修理又は変更する場合に要する費用

第10条 削除

であることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの  
(2) 製品が施行令第6条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの  
(3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の施行令第6条に定める構造材質基準への適合性を証明したもの  
2 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により企業長がやむを得ないと認めたとき、若しくは地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めたときは、前項各号の規定により企業長が指定した材料以外の材料を使用することができる。

(費用の負担)  
第9条 条例第24条第2項ただし書の規定の適用は、次の場合とする。  
(1) その修繕部分が公道下の場合（臨時の給水装置を除く。）  
(2) 災害その他企業長が必要と認めたとき

(メーターの設置)  
第10条 条例第20条第1項に規定するメーターは、工事検査合格後に設置する。設置する基準については、建築物1棟につき1個を設置するものとする。ただし、同一使用者が同一敷地内に設置する2以上の建物で、同一目的をもって水道を使用するときは、1棟の建築物とみなす。  
2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する建築物については、メーターを2個以上設置することができるものとする。  
(1) 建築物が2以上に区分されており、各部分の使用者がそれぞれ異なると認められるとき。  
(2) 共同住宅等の貯水槽を有する建築物  
(3) 前号に該当するもののほか、企業長が必要と認めたとき。  
3 メーターは、次の各号に定める基準に基づき設置する。  
(1) 原則として建物の外であって、当該建築物の敷地内  
(2) 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐に最も近い位置で、官民境

	<p>界から1メートル以内</p> <p>(3) <u>点検及び取替作業が容易に行うことができる場所</u></p> <p>(4) <u>衛生的で損傷のおそれがない場所</u></p> <p>(5) <u>水平に設けることができる場所</u></p>
--	---

(広島県水道広域連合企業団北広島町水道事業における水道事業給水規程の一部改正)

第11条 広島県水道広域連合企業団北広島町水道事業における水道事業給水規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>第3条 削除</u></p>	<p>(給水装置の構造及び材質)</p> <p><u>第3条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第6条によるほか、次に掲げる各号の基準に適合しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>給水装置は、給水管及びこれに直結する給水用具（分水栓、止水栓その他給水用機器をいう。）をもって構成するものとする。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。</u></p> <p>(2) <u>給水装置には、量水器ますその他の附属用具を備えなければならない。</u></p> <p>(3) <u>給水管の口径は、その給水装置の使用水量その他の事情を参酌して、企業長が定める適当な大きさによらなければならない。ただし、特別の理由があると認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(4) <u>給水管の口径等に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所には、貯水槽を設置しなければならない。</u></p> <p>(5) <u>給水装置の材料の種類は、別に企業長が定めるところによらなければならない。</u></p> <p>(6) <u>給水管は、公道内の車道及び歩道並びに路肩部分については道路管理者の許可によるものとし、私道内においては60センチメートル以上、宅地内においては30センチメートル以上の深さに埋設するものとする。ただし、技術上その他やむを得ない場合はこの限りではない。</u></p>
<p><u>第4条 削除</u></p>	<p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p><u>第4条 条例第8条第2項の規定により企業長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。</u></p> <p>(1) <u>産業標準化法（昭和24年法律第185号）第30条第1項により主務大臣が指定した品目</u></p>

(費用の負担)  
第11条 条例第24条第2項のただし書の規定により企業団が負担することができる費用は、次の各号に掲げる費用とする。  
(1) 配水管の分岐点からメーターまでの間で発生した漏水の修理に要する費用のうち、企業長が別に定める範囲のもの。  
(2) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路その他の一般交通の用に供する道路の変更又は配水管の移転若しくは改修に伴い、給水装置を変更若しくは修繕する必要がある場合の費用  
(3) 災害その他企業長が特に必要と認めた事情により給水装置を修理又は変更する場合に要する費用

第12条 削除

であって、同項により鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に同法第20条第1項に規定する日本産業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの  
(2) 製品が施行令第6条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの  
(3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の施行令第6条に定める構造材質基準への適合性を証明したもの  
2 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により企業長がやむを得ないと認めるとき、若しくは地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めるときは、前項各号の規定により企業長が指定した材料以外の材料を使用することができる。

(費用の負担)  
第11条 条例第7条第1項ただし書の規定により企業長が施行した給水装置工事において、工事しゅん工後6か月以内に不良箇所を発見したときは、企業団の費用で修繕する。  
2 条例第24条第2項ただし書の規定による企業団の負担は、次に掲げる費用とする。  
(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路その他の一般交通の用に供する道の敷地に布設されている給水装置に係る修繕その他の処置に要した費用  
(2) 配水管の取出口から水道メーターまでの間の給水装置のうち前号に規定する土地以外の土地に布設されているものが漏水した場合における当該給水装置の修繕その他の処置に要した費用のうち、企業団が負担することが適当と認められるもの

(メーターの設置)  
第12条 条例第20条第2項に規定する給水装置にメーターを設置する基準は、1建築物に1個とする。ただし、企業長が給水及び建築物の構造上特に必要があると認めた場合は、1建築物について2個以上のメーターを設置することができる。  
2 同一使用者が同一敷地内に設置する2以上の建物で水道を使用するときは、当該2以上の建物を1建築物とみなす。  
3 メーターは、次の各号に定める基準に基づき設置する。  
(1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内  
(2) 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置  
(3) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所  
(4) 衛生的で損傷のおそれがない場所

- (5) 水平に設けることができる場所
- 4 条例第20条第3項の使用水量を計量するため特に必要があるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。
- (1) 貯水槽以下の装置が2戸以上の住宅専用として設置され、各戸の水道使用者が異なるとき。
- (2) 貯水槽以下の装置が住居の用に供される部分（以下「住宅部分」という。）と非住宅部分とに区別され、各部分の水道使用者が異なるとき。
- 5 貯水槽以下の装置にメーターを設置する基準は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 前項第1号に該当し、散水栓等で各戸又は各部分が共用する部分（以下「共用部分」という。）を除く各戸の使用水量を区分して計量できる装置については、各戸ごとに設置することができる。
- (2) 前項第2号に該当し、共用部分を除く住宅部分と非住宅部分とを区分して計量できる装置におけるメーターの設置については、次に掲げるところによるものとする。
- ア 住宅部分については、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。ただし、住宅部分が2戸以上で各戸の水道使用者が異なり、各戸の使用水量を区分して計量できる装置について、各戸ごとにメーターを設置することができる。
- イ 非住宅部分については、企業長が計量上必要と認めるときは、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。
- 6 前項各号の共用部分について企業長が必要と認めるときは、当該共用部分にメーターを設置することができる。
- 7 メーターを設置する貯水槽以下の装置は、次の各号に適合するものでなければならない。
- (1) 汚染防止、逆流防止、衝撃防止、排気、防寒等の必要な装置が設けられていること。
- (2) 使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障のないものであること。
- (3) メーターの設置、点検及び取替作業を容易に行うことができるものであること。
- 8 貯水槽以下の装置の設置者、所有者その他管理責任を有する者は、企業長がメーターの設置上必要があると認めて当該装置の図面の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。
- 9 メーターは、あらかじめ企業長に届け出て指定給水装置工事事業者が工事を施行した貯水槽以下の装置でなければ設置しない。

(危険防止の措置)

第18条 削除

第18条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

2 水洗便器に給水する給水装置にあっては、その給水装置又は水洗便器に真空破損装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。

3 給水管は、企業団の水道以外の水道管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。

4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。

5 給水管を2階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに、止水栓を設けなければならない。

6 給水管には、ポンプを直結させてはならない。

7 給水用機器にホース等を接続して水道を使用するときは、給水装置に水が逆流しないように措置しなければならない。

(給水管防護の措置)

第19条 開きよを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

2 電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出、隠蔽にかかわらず、防寒装置を施さなければならない。

4 酸、アルカリ等によって浸されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

第19条 削除

(広島県水道広域連合企業団大崎上島町水道事業における水道事業給水規程の一部改正)

第12条 広島県水道広域連合企業団大崎上島町水道事業における水道事業給水規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 削除</p>	<p>(給水装置の構造及び材質)  <u>第3条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第6条によるほか、次に掲げる各</u></p>

第4条 削除

第8条 (略)

(費用の負担)

第8条の2 条例第24条第2項のただし書の規

号の基準に適合しなければならない。

- (1) 給水装置は、給水管及びこれに直結する給水用具（分水栓、止水栓その他給水用機器をいう。）をもって構成するものとする。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。
- (2) 給水装置には、量水器ますその他の附属用具を備えなければならない。
- (3) 給水管の口径は、その給水装置の使用水量その他の事情を参酌して、企業長が定める適当な大きさによらなければならない。ただし、特別の理由があると認められる場合は、この限りでない。
- (4) 給水管の口径等に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所には、貯水槽を設置しなければならない。
- (5) 給水装置の材料の種類は、別に企業長が定めるところによらなければならない。
- (6) 給水管は、公道内の車道及び歩道並びに路肩部分については道路管理者の許可によるものとし、私道内においては60センチメートル以上、宅地内においては30センチメートル以上の深さに埋設するものとする。ただし、技術上その他やむを得ない場合はこの限りではない。

(給水管及び給水用具の指定)

第4条 条例第8条第2項の規定により企業長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第30条第1項により主務大臣が指定した品目であつて、同項により鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に同法第20条第1項に規定する日本産業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの
  - (2) 製品が施行令第6条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの
  - (3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の施行令第6条に定める構造材質基準への適合性を証明したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により企業長がやむを得ないと認めたとき、若しくは地質その他の理由によりその使用が適当でないとき、前項各号の規定により企業長が指定した材料以外の材料を使用することができる。

第8条 (略)

定により企業団が負担することができる費用は、次の各号に掲げる費用とする。

- (1) 配水管の分岐点からメーターまでの間で発生した漏水の修理に要する費用のうち、企業長が別に定める範囲のもの。
- (2) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路その他の一般交通の用に供する道路の変更又は配水管の移転若しくは改修に伴い、給水装置を変更若しくは修繕する必要がある生じた場合の費用
- (3) 災害その他企業長が特に必要と認めた事情により給水装置を修理又は変更する場合に要する費用

## 第9条 削除

(メーターの設置)

第9条 条例第20条第2項に規定する給水装置にメーターを設置する基準は、1建築物に1個とする。ただし、企業長が給水及び建築物の構造上特に必要があると認めた場合は、1建築物について2個以上のメーターを設置することができる。

2 同一使用者が同一敷地内に設置する2以上の建物で水道を使用するときは、当該2以上の建物を1建築物とみなす。

3 メーターは、次の各号に定める基準に基づき設置する。

(1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内

(2) 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置

(3) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所

(4) 衛生的で損傷のおそれがない場所

(5) 水平に設けることができる場所

4 条例第20条第3項の使用水量を計量するため特に必要があるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 貯水槽以下の装置が2戸以上の住宅専用として設置され、各戸の水道使用者が異なるとき。

(2) 貯水槽以下の装置が住居の用に供される部分（以下「住宅部分」という。）と非住宅部分とに区別され、各部分の水道使用者が異なるとき。

5 貯水槽以下の装置にメーターを設置する基準は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 前項第1号に該当し、散水栓等で各戸又は各部分が共用する部分（以下「共用部分」という。）を除く各戸の使用水量を区分して計量できる装置については、各戸ごとに設置することができる。

(2) 前項第2号に該当し、共用部分を除く住宅部分と非住宅部分とを区分して計量できる装置におけるメーターの設置については、次に掲げるところによるものとする。

ア 住宅部分については、当該部分に係る

使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。ただし、住宅部分が2戸以上で各戸の水道使用者が異なり、各戸の使用水量を区分して計量できる装置について、各戸ごとにメーターを設置することができる。

イ 非住宅部分について、企業長が計量上必要と認めるときは、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。

6 前項各号の共用部分について企業長が必要と認めるときは、当該共用部分にメーターを設置することができる。

7 メーターを設置する貯水槽以下の装置は、次の各号に適合するものでなければならない。

(1) 汚染防止、逆流防止、衝撃防止、排気、防寒等の必要な装置が設けられていること。

(2) 使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障のないものであること。

(3) メーターの設置、点検及び取替作業を容易に行うことができるものであること。

8 貯水槽以下の装置の設置者、所有者その他管理責任を有する者は、企業長がメーターの設置上必要があると認めて当該装置の図面の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。

9 メーターは、あらかじめ企業長に届け出て指定給水装置工事事業者が工事を施行した貯水槽以下の装置でなければ設置しない。

(危険防止の措置)

第16条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

2 水洗便器に給水する給水装置にあつては、その給水装置又は水洗便器に真空破損装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。

3 給水管は、企業団の水道以外の水道管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。

4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。

5 給水管には、ポンプを直結させてはならない。

6 給水用機器にホース等を接続して水道を使用するときは、給水装置に水が逆流しないように措置しなければならない。

(給水管防護の措置)

第17条 開きよを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得

第16条 削除

第17条 削除

	<p>ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。</p> <p>2 電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。</p> <p>3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出、隠蔽にかかわらず、防寒装置を施さなければならない。</p> <p>4 酸、アルカリ等によって浸されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。</p>
--	--

(広島県水道広域連合企業団世羅町水道事業における水道事業給水規程の一部改正)

第13条 広島県水道広域連合企業団世羅町水道事業における水道事業給水規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 削除</p>	<p>(給水装置の構造及び材質)</p> <p>第3条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第6条によるほか、次に掲げる各号の基準に適合しなければならない。</p> <p>(1) 給水装置は、給水管及びこれに直結する給水用具（分水栓、止水栓その他給水用機器をいう。）をもって構成するものとする。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。</p> <p>(2) 給水装置には、量水器ますその他の附属用具を備えなければならない。</p> <p>(3) 給水管の口径は、その給水装置の使用水量その他の事情を参酌して、企業長が定める適当な大きさによらなければならない。ただし、特別の理由があると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 給水管の口径等に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所には、貯水槽を設置しなければならない。</p> <p>(5) 給水装置の材料の種類は、別に企業長が定めるところによらなければならない。</p> <p>(6) 給水管は、公道内の車道及び歩道並びに路肩部分については道路管理者の許可によるものとし、私道内においては60センチメートル以上、宅地内においては30センチメートル以上の深さに埋設するものとする。ただし、技術上その他やむを得ない場合はこの限りではない。</p>

第4条 削除

第5条 削除

(費用の負担)  
第10条 条例第24条第2項のただし書の規定により企業団が負担することができる費用は、次の各号に掲げる費用とする。  
(1) 配水管の分岐点からメーターまでの間で発生した漏水の修理に要する費用のうち、企業長が別に定める範囲のもの。  
(2) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路その他の一般交通の用に供する道路の変更又は配水管の移転若しくは改修に伴い、給水装置を変更若しくは修繕する必要がある場合の費用  
(3) 災害その他企業長が特に必要と認めた事情により給水装置を修理又は変更する場合に要する費用

第11条 削除

(給水管及び給水用具の指定)  
第4条 条例第8条第2項の規定により企業長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。  
(1) 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第30条第1項により主務大臣が指定した品目であって、同項により鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に同法第20条第1項に規定する日本産業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの  
(2) 製品が施行令第6条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの  
(3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の施行令第6条に定める構造成材基準への適合性を証明したもの  
2 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により企業長がやむを得ないと認めたとき、若しくは地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めたときは、前項各号の規定により企業長が指定した材料以外の材料を使用することができる。

(給水装置工事の種類)  
第5条 給水装置工事の種類及びその意義は、次の各号に定めるところによる。  
(1) 新設工事 給水装置を新しく設ける工事  
(2) 増設工事 給水栓を増加する工事  
(3) 改造工事 給水装置の位置変更及び管種口径の変更又は装置の一部を撤去する工事  
(4) 撤去工事 給水装置を撤去する工事  
(5) 修繕工事 前各号以外の修繕工事

(費用の負担)  
第10条 条例第24条第2項ただし書の規定による企業団の負担は、配水管の分岐からメーターボックス手前までの間における漏水修繕工事に要する費用の一部とする。

(メーターの設置)  
第11条 条例第20条第2項に規定する給水装置にメーターを設置する基準は、1建築物に1個とする。ただし、企業長が給水及び建築物の構造上特に必要があると認めた場合は、1

建築物について2個以上のメーターを設置することができる。

2 同一使用者が同一敷地内に設置する2以上の建物で水道を使用するときは、当該2以上の建物を1建築物とみなす。

3 メーターは、次の各号に定める基準に基づき設置する。

(1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内

(2) 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置

(3) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所

(4) 衛生的で損傷のおそれがない場所

(5) 水平に設けることができる場所

4 条例第20条第3項の使用水量を計量するため特に必要があるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 貯水槽以下の装置が2戸以上の住宅専用として設置され、各戸の水道使用者が異なるとき。

(2) 貯水槽以下の装置が住居の用に供される部分（以下「住宅部分」という。）と非住宅部分とに区別され、各部分の水道使用者が異なるとき。

5 貯水槽以下の装置にメーターを設置する基準は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 前項第1号に該当し、散水栓等で各戸又は各部分が共用する部分（以下「共用部分」という。）を除く各戸の使用水量を区分して計量できる装置については、各戸ごとに設置することができる。

(2) 前項第2号に該当し、共用部分を除く住宅部分と非住宅部分とを区分して計量できる装置におけるメーターの設置については、次に掲げるところによるものとする。

ア 住宅部分については、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。ただし、住宅部分が2戸以上で各戸の水道使用者が異なり、各戸の使用水量を区分して計量できる装置について、各戸ごとにメーターを設置することができる。

イ 非住宅部分について、企業長が計量上必要と認めたときは、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。

6 前項各号の共用部分について企業長が必要と認めたときは、当該共用部分にメーターを設置することができる。

7 メーターを設置する貯水槽以下の装置は、次の各号に適合するものでなければならない。

(1) 汚染防止、逆流防止、衝撃防止、排気、防寒等の必要な装置が設けられていること。

第17条 削除

(2) 使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障のないものであること。

(3) メーターの設置、点検及び取替作業を容易に行うことができるものであること。

8 貯水槽以下の装置の設置者、所有者その他管理責任を有する者は、企業長がメーターの設置上必要があると認めて当該装置の図面の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。

9 メーターは、あらかじめ企業長に届け出て指定給水装置工事事業者が工事を施行した貯水槽以下の装置でなければ設置しない。

(危険防止の措置)

第17条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

2 水洗便器に給水する給水装置にあつては、その給水装置又は水洗便器に真空破損装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。

3 給水管は、企業団の水道以外の水道管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。

4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。

5 給水管を2階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに、止水栓を設けなければならない。

6 給水管には、ポンプを直結させてはならない。

7 給水用機器にホース等を接続して水道を使用するときは、給水装置に水が逆流しないように措置しなければならない。

(給水管防護の措置)

第18条 削除

第18条 開きよを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

2 電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出、隠蔽にかかわらず、防寒装置を施さなければならない。

4 酸、アルカリ等によって浸されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

部改正)

第14条 広島県水道広域連合企業団神石高原町簡易水道事業における水道事業給水規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第3条 削除	<p>(給水装置の構造及び材質)</p> <p>第3条 <u>給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第6条によるほか、次に掲げる各号の基準に適合しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>給水装置は、給水管及びこれに直結する給水用具（分水栓、止水栓その他給水用機器をいう。）をもって構成するものとする。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。</u></p> <p>(2) <u>給水装置には、量水器ますその他の附属用具を備えなければならない。</u></p> <p>(3) <u>給水管の口径は、その給水装置の使用水量その他の事情を参酌して、企業長が定める適当な大きさによらなければならない。ただし、特別の理由があると認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(4) <u>給水管の口径等に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所には、貯水槽を設置しなければならない。</u></p> <p>(5) <u>給水装置の材料の種類は、別に企業長が定めるところによらなければならない。</u></p> <p>(6) <u>給水管は、公道内の車道及び歩道並びに路肩部分については道路管理者の許可によるものとし、宅地内においては30センチメートル以上の深さに埋設するものとする。ただし、技術上その他やむを得ない場合はこの限りではない。</u></p>
第4条 削除	<p>(給水装置工事の種類)</p> <p>第4条 <u>給水装置工事の種類及びその意義は、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>新設工事 給水装置を新しく設ける工事</u></p> <p>(2) <u>増設工事 給水栓を増加する工事</u></p> <p>(3) <u>改造工事 給水装置の位置及び口径を変更し、又は給水装置の一部を撤去する工事</u></p> <p>(4) <u>撤去工事 給水装置の全部を撤去する工事</u></p> <p>(5) <u>移転工事 家屋移転等に伴い既設の給水装置を移転する工事</u></p> <p>(6) <u>修繕工事 給水装置破損の修繕等で前各号に掲げるもの以外の軽易な工事</u></p>
第7条 (略)	第7条 (略)

(費用の負担)

第7条の2 条例第24条第2項のただし書の規定により企業団が負担することができる費用は、次の各号に掲げる費用とする。

- (1) 配水管の分岐点からメーターまでの間で発生した漏水の修理に要する費用のうち、企業長が別に定める範囲のもの。
- (2) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路その他の一般交通の用に供する道路の変更又は配水管の移転若しくは改修に伴い、給水装置を変更若しくは修繕する必要がある場合の費用
- (3) 災害その他企業長が特に必要と認めた事情により給水装置を修理又は変更する場合に要する費用

第8条 削除

第15条 削除

第16条 削除

(メーターの設置)

第8条 メーターは、次の各号に定める基準に基づき設置する。

- (1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内
- (2) 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置
- (3) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所
- (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所
- (5) 水平に設けることができる場所

(危険防止の措置)

第15条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

- 2 水洗便器に給水する給水装置にあっては、その給水装置又は水洗便器に真空破損装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。
- 3 給水管は、企業団の水道以外の水道管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。
- 4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。
- 5 給水管を2階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに、止水栓を設けなければならない。
- 6 給水管には、ポンプを直結させてはならない。
- 7 給水用機器にホース等を接続して水道を使用するときは、給水装置に水が逆流しないように措置しなければならない。

(給水管防護の措置)

第16条 開きよを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水

管防護の措置を講じなければならない。

2 電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出、隠蔽にかかわらず、防寒装置を施さなければならない。

4 酸、アルカリ等によって浸されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

#### 附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。